

適正処理ガイドブック

ごみの分別もよくわかる！

「日向市公式アプリ」無料配信中！

App Store または Google play どちらからでもダウンロードできます。

右の二次元コードからダウンロードしてご利用ください。



iPhone iPad



Android

資源物・ごみの出し方のルール

- ① 決められた品目ごとに**分別**してください。
- ② 決められた日の**朝8時40分**までに持ち出してください。収集時刻は一定しません。
- ③ **最寄り**の決められた場所に持ち出してください。
- ④ 容量**15～45ℓ**、厚さ**0.025mm**以上の**完全に透明な袋**を使ってください。
- ⑤ 収集済みの確認までがごみ出しです。



※ 風雨が強いときは、次回の決められた日に持ち出してください。

※ ルールが守られていないごみは、「お知らせ」の貼り紙をして収集しません。**取り残されたごみに貼られた「お知らせ」の内容を確認し、正しく出し直してください。**改善されない場合は、内容物を確認してごみ出し方法の説明にお伺いします。

市では収集できないもの

一時多量ごみ・粗大ごみは収集できません。

- クリーンステーションに1回に持ち出しできる量は、**30kg**（おおむね**4袋**）までです。引越しや樹木剪定のときに出る**多量**のごみは、処理施設（裏表紙参照）へ持ち込んでください。
- 透明袋に入らない**粗大ごみ**（おおむね**80cm**以上のもの）は、処理施設へ持ち込んでください。

※ 一時多量ごみ・粗大ごみは、家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼（**有料**）することもできます（3ページ参照）。

事業系ごみは、収集できません。

- 営利、非営利を問わず事業活動に伴うごみは、**事業者の責任**で処理しなければなりません。事業系ごみをクリーンステーションに持ち出すことは、**不法投棄**となります。
- 事業系ごみは、処理施設に持ち込むか、事業系ごみ収集運搬許可業者に収集運搬を依頼（**有料**）して処理しなければなりません。
- 事業活動をしていない人が、事業活動に伴う物品をもらい、それをごみとして処理する場合は、事業系ごみの扱いとなります。

※ 祭り・イベント、ボランティア活動に伴うごみも事業系ごみです。

- 公共の場所などの**ボランティア清掃**や**草刈り**を行う場合は、ごみの処理についてご説明しますので、事前に環境政策課にご連絡ください。

2 収集日程

4 古紙類

5 古布類
あまびん
ペットボトル

6 缶・スプレー類
カセットボンベ

7 プラスチック製
容器包装

8 燃やせるごみ

10 燃やせないごみ

12 処理困難物等

14 ごみ出し支援